

請 求 人 様

大阪府監査委員	磯 部 洋
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	和 田 秋 夫
同	三 田 勝 久

住民監査請求について（通知）

平成25年1月18日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1. 請求の趣旨

大阪府知事に対し、がれきの広域処理に関する違法な公金の支出に対し、地方自治法第242条の第1項に基づき住民監査を行い、当該行為を防止し、当該契約を是正することを求める。

2. 事実経過と広域化の条件

1) 岩手県と大阪府、大阪市によるがれきの広域化委託契約

2012年8月3日、岩手県と大阪府及び大阪市は、被災地である岩手県の早期復旧に必要な被災地の廃棄物の処理を、安全性を確保し相互に協力して実施するための基本的な事項について基本合意書（甲第1号証：東日本大災害により発生した被災地の廃棄物処理に関する基本合意書）を結んだ。

2012年11月13日、大阪府は岩手県と災害廃棄物処理業務委託契約書（甲第2号証：災害廃棄物処理業務委託契約書）を「委託業務名：災害廃棄物処理業務（宮古地区）」「委託期間：平成24年11月13日から平成25年3月31日まで」「委託料285,250,792円（税込）」を締結した。

なお同契約書(甲第2号証)別紙には、委託料の内訳が記載され、運搬費145,103,458円、処理処分費88,413,400円、借り上げ料28,271,614円、放射能測定費10,860,307円、事務費12,602,013円となっている。

この契約第2条において、必要な業務について「再委託」を行う旨を記載し、再委託先として、次のように明示した。

「一 運送事業者 災害廃棄物の藤原埠頭から大阪市環境局舞洲工場までの間の運搬」

「二 大阪市 災害廃棄物の焼却処理及びその焼却灰の埋め立て処分」

2012年11月22日、大阪府と大阪市は、大阪府が岩手県から受託した一般廃棄物の処理業

務に関して契約を締結し、第3条において、大阪市が廃棄物を「舞洲工場で焼却し、その焼却灰を北港処分地に運搬し、埋め立てする。」こと、第4条でその契約期間は、「契約日から平成25年3月31日までの間とする」このほか処理委託する廃棄物は「木くずを中心とした可燃物」とし、その計画数量は、「6100トン」とすること、業務委託料を「94,623,698円」とすることなどを契約した。(甲第3号証：廃棄物処理業務委託契約書)

要するに、岩手県宮古地区(宮古市、岩泉町、田野畑村)の3市町村で発生した災害廃棄物(=一般廃棄物)について、3市町村が処理する責任がある。そのため、当該市町村が処理した上で、処理できない分を岩手県に委託(事務委託)し、岩手県は、その廃棄物の処理を大阪府に処理委託した。その上で、大阪府は、運送事業者から岩手県から大阪市の舞洲工場までの運送を「再委託」し、大阪府に舞洲工場に運ばれた廃棄物の焼却と埋め立て処分を「再委託」した。この契約の下に、大阪府と大阪市は、岩手県宮古地区のがれきを、今年2月から3月にかけて処理する予定である。

通常廃棄物処理法では、再委託は禁止されている(廃棄物処理法施行令4条の3号)が、今回の震災廃棄物の場合政令(H23、政令第215号)に基づき再委託が行われていた。

業務完了に伴う支払いは、契約書(甲第2号証、甲第3号証)によれば、契約に基づき業務を進めたときには、

- ① 大阪府は、委託先の大阪市や委託運送事業者から業務完了報告書を受け、確認検査の後、委託料を支払う。
- ② 大阪府は、業務完了報告書を作成し、岩手県に提出し、岩手県の確認検査を受けた後、岩手県から支払いを受ける。

また岩手県は、環境省の交付金の支払いを受け、大阪府に支払う分を充当することになっている。

大阪市、大阪府への今回の支払いの原資は、環境省の交付金となっているが、交付金は、被災自治体と受け入れ自治体の間の委託契約があれば、支給されるのかというところではない。

2) 広域化の法令的背景

① 被災市町村が処理責任

震災がれきの広域化処理は、国の旗振りによって進められてきたが、国がこの広域化処理を行うのではない。

震災がれき(震災廃棄物)は、廃棄物処理法上は、事業者が処理責任を負う産業廃棄物を除き、一般廃棄物として定義される。市町村は、その区域内から発生した一般廃棄物を、「生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し処分しなければならない」(廃棄物処理法第6条の二)とあり、被災自治体(市町村)が処理責任を負う。

従って広域化は、処理責任を負う被災市町村が、処理できない分を他の自治体に委託するという形で行われる。

委託には、自治法上の事務委託と廃棄物処理法上の処理委託があるが、今回の場合、被災市町村が処理できない分を、当該被災県に事務委託し、委託を受けて被災県が、他の都道府県やその他の財団法人に処理委託するという形を取っている。

このため、広域化は被災自治体と受け入れ自治体による委託契約の下に行われ、処理

費用は、国の交付金（補助金）によって賄われる仕組みとなっている。

② 広域化の基準ないし指標

被災自治体が行うがれきの処理については、自区内で行うもの、広域化をするものを問わず、環境省が定めた期限内（H26年3月31日）で行うものについては、ほぼ100%の交付金が支給される。

震災がれきについて被災市町村に処理責任があることから言っても、広域化にあたっては、被災自治体での処理が前提となり、被災自治体で処理できない分を広域化するというのが広域化にあたっての大原則になる。

実際処理費用という点で考えても、一般的には自区内で処理するものに比べて、広域化は運送費が余計にかかり、これらを交付金で賄うとなれば、一定の制限が設けられるのは、必然の流れと言える。

交付金を支給する側の環境省は、それについて以下のように発表している。

環境省の「損壊家屋等の処理の進め方指針」（環境省資料H23. 3. 29）では、「市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている時には市町村外の中間処理施設の処理の可能性を検討する。」

環境省マスタープラン（H23. 5. 16）「4. 処理方法」「（2）広域化処理の必要性」では、「東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要」

また被災自治体の岩手県は、環境省の「東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表」（2012年8月7日）のなかで「平成26年3月末までの処理完了を目指し、・・・県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域化処理を活用する」としている。（甲第4号証：東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表、環境省（2012年8月7日））

また過日の総選挙にあたり、日本未来の党の達増岩手県知事は、「・・・県内の処理施設だけでは、期限内に処理することができないことからどうしても広域処理をお願いせざるを得ない状況となっている。」と語っている。（甲第5号証：岩手県からの回答）

また今回の岩手県と大阪府との契約（甲第2号証）が前提としている基本合意書（甲第1号証）では、「東日本大震災の被災地である岩手県の早期復旧・復興に必要な被災地の廃棄物の処理を、安全性を確保し、相互に協力して実施するため」との記載がある。

要するにこれらの文書が示す広域化の条件は、「期日までに処理するために」「被災地の処理能力では不足し、不可能な時に」広域化をするとなっている。

③ 補助金等適正化法

被災自治体は、交付金の支給を受けるために、震災がれきの処理にあたってはまず、環境省に対して交付金の申請書を提出する。

環境省は、それが妥当な場合には、その旨「査定」する。環境省の査定を受けた当該自治体は、がれきの処理事業を行い、事業にかかわった業者に支払いを済ませ、改めて交付金の支給を申請する。

被災自治体の震災がれき処理に対してほぼ100%交付金が支給されるとしても、このような手続きが取られ、業者に支払いを済ませた後、当該自治体から交付金の支給申請が行われ、交付金を支給するかどうかを環境省が判断したうえで、交付金が支給される。

その際「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」第六条では、次のように定めている。

『 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。 』

このようにがれきの広域化事業は、被災自治体の側でがれきの処理に困り、そのがれきの処理が進まなければ、被災地の復興が進まないという点を考えた受け入れ自治体による支援策である。

補助金適正化法に従えば、今回の広域化事業が、本来の趣旨を踏まえて行われているのか問うことになり、目的が法に違背しないか、合理性があるのか？が問われ、それに適合しなければ、交付金が支給されなくなる。

④ まとめ

本来がれきは被災市町村に第1義的に処理責任がある。従って被災市町村では、市町村としてできる範囲でその処理を行い、できない分を被災県に委託した。その委託を受けた被災県は、処理責任を引き継ぎ広域化を進める場合、被災自治体及び近隣自治体、そして当該県で処理することを第一とし、被災自治体で処理できないものを広域化する形で行われてきた。

被災自治体と受け入れ自治体との契約関係でがれきの広域化が進められるとはいえ、この処理費用は、ほぼ100%国の交付金によって賄われるため、本来の事業目的に沿って事業が行われているかの検証を補助金等適正化法の観点から受けることになる。

（今回の環境省の交付金は、資源循環利用のための基金も活用しているため、資源化、再利用を第一優先にして、処理策を考えているかどうか点検をうける。）

従って次の2点が問われることになる。

イ) 被災自治体で本当に処理できないのかの確認。

ロ) 「補助金等適正化法」で問われる事業の目的に合っているのかの審査

手続き的には、被災自治体は、発生がれきについて、自区内、広域化を問わずその処理について交付金の申請を済ませ、環境省の「査定」を受け、事業を行った後には、交付金が約束されているが、上述した イ) やロ) の点で瑕疵があるときには、当然に交付金の支給は無くなることになる。その場合被災自治体と受け入れ自治体の責任分担に応じて、事業費の負担を行うことになる。

大阪府や大阪市の場合、これまでの説明会の説明の上でも、「被災自治体＝岩手県が必要と言うから協力する」という説明を繰り返すのみであり、岩手県からの処理委託を受けた契約書の一方の当事者として意識が欠如しているように見える。

上述したように交付金の支給に当っては、「被災自治体で本当に処理できないのか」「補助金等適正化法で問われる事業の目的に合っているのかなど」の要件を満たしていることが必要となる。その点を十分満足した委託契約になっているか。

その点を具体的に検証しながら請求理由とする。

3. 請求の理由

1) がれきの広域処理をめぐる客観的事実を考えたとき、現状で岩手県発のがれきの受け入れは、法令に基づく審査を得て、確実に交付金の支給を受けられるという保証は無く、自治体財政に穴を開けることになる。

現状大阪府、大阪市が岩手県との委託契約や再委託契約によって、岩手県宮古地区のがれきの受け入れを進める理由は、「被災自治体が必要と言っている。」(説明会での説明)となっている。このように今回のがれきの受け入れは、契約の一方の当事者に判断を預けている。しかし「被災自治体が必要と言っている」と同様の判断の下にがれきの広域化を進めれば、まったく無駄に広域化費用を使うことになる。(岩手県の大阪府への委託契約料、約2億8千万円のうち約半分、1億4千万円運送費)

がれきの処理費のこれまでの使い方や、がれきの広域化政策や、宮城県初のがれきの広域化が当初計画のほぼ数%で、途中破綻をしている下記事例を考えたとき、他自治体と同様の破綻と、それによる自治体の負担が避けられない。

① 被災地のがれき処理費に10倍の開き

被災地のがれきの処理は、一定の条件で交付金が100%支給される形で進められている。しかし環境省は、下記のNHK報道に見るように、交付金の支給に明確な基準を設けていないことが分かった。したがって被災自治体が、環境省の交付金の「査定」を受けているといっても、受け入れ自治体による独自の検証が必要になる。

2013年9月9日NHKで『がれき処理費用自治体間で10倍の差』が報道された。(甲第6号証:「がれき処理費用 自治体間で10倍の格差」)

NHKによると今回広域化を進めてきた宮城県及び岩手県の沿岸部にある27の市町村で、がれき1トン当たりの処理経費を調べ、その結果平均で約4万5千円で、阪神・淡路大震災の2倍を超えていた事実と、最大が岩手県大槌町の9万7千円、次いで岩手県田野畑村の8万5千円、宮城県石巻市の7万1千円だったことを報告している。

一方コストが安かった自治体は、東松島市が、9千6百円。宮城県利府町が2万1千円と実際に10倍の開きがあった。

これらはいずれも環境省からの交付金で100%補助されるが、図らずも、がれきの処理について環境省は、基準すら作らず、自治体任せで交付金を支給してきた実態が明らかになった。

交付金は国民の税金によって賄われる。しかし被災地のやることはすべてOKと言うようなやり方では、結局必要なお金が回らず、無駄な金が使われることになる。

通常は補助金は、そのようなことがないように、自治体が自ら予算立てし、使ったお金の20%~30%を補助支給するという形を取り、余分な金を使わず自主規制できる仕組みになっている。しかし今回はがれきの処理費に使ったお金の100%を交付金支給する

仕組みであり、その意味では、環境省サイドで、基準を設け、無駄使いを規制することが必要だった。

ところが費用に10倍の開きがあるように何の手立ても行っていなかった。

この点からも被災自治体の「がれきの広域化は必要だ」と言う話だけで、受け入れを進めることの問題は明らかである。

② がれきの広域化に当たっての国家予算は、架空の瓦礫を予算化

基準を設けることを怠った環境省は、広域化予算を成立させるに当たって、架空のがれきを根拠にしていたことが分かった。

この問題について、事実解明が進み、国会などでも取り上げられてゆけば、広域化政策自体の行方が曖昧になる。受け入れ自治体として独自の検証が必要である。

がれきの広域化は、当初宮城県と岩手県両県で、400万トンが必要と発表された。宮城県はその内約9割を占め344万トン、岩手県は57万トンと発表され、昨年3月16日には、総理大臣名と環境大臣名での広域化要請が都道府県知事あてに通知された。

この予算措置がなされたのは、一昨年の11月21日、第3次復興予算の成立による。

明らかになった大変な事実とは、宮城県の石巻ブロックは、広域化予定量のほぼ大半を占める293万トンを算定していたが、宮城県が石巻ブロック（石巻市、女川町、東松島市）の3市町から委託されていた685万トンは、国家予算成立前の9月16日に、全量鹿島JV（ジョイントベンチャー）に業務委託していたという事実である。（*2：表1参照）

宮城県には、11月21日の時点では、石巻ブロックとして広域に回すがれきは、1トンすらなかった。つまり、国家予算として前提とした293万トンは、全くの架空の数字であった。その他宮城県は、石巻ブロックだけでなく、他の3ブロックも複数のゼネコンからなるJVに全量委託し、宮城県発の344万トン自体が架空の数字だったということである。

この件は、昨年週刊金曜日でも取り上げられた。（甲第7号証：「がれきの広域化処理も復興予算の流用だ」2012年11月23日号）

被災地への交付金の支給の仕組みから言うと、石巻ブロックの鹿島JV他、宮城県全域のゼネコンJVへの業務委託分は、交付金から支給される。そのため、国家予算に計上された344万トンは、2重に計上されることになり、そのまま予算通りに広域化が進められていけば、国家予算の詐取行為として刑事事件になったような大問題である。

広域化処理に1トン当たり7万円弱かかると仮定し、約2500億円にも上る架空の広域化予算を計上したこの事件は、宮城県石巻ブロックからがれきを運んだ北九州市の市民検討委員会や住民の知るところとなり、宮城県や北九州市への通知や訴えとして事件が発展した。

その結果、宮城県は、昨年9月議会でゼネコンとの契約を変更した。（宮城県HP（<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/91313.pdf>）（*3表2）

同週刊金曜日の記事によると、昨年10月26日村井嘉浩宮城県知事は「2重契約の誹りを受けることにならないか」の問いに、「鹿島JVによる処理対象量が、減少する分（のがれき）は、当然のことながら契約変更によって調整されており、その結果2重に払う

ことはない」と答えている。

問わず語りに契約変更前は、2重契約の違法を犯していたことを明らかにしたと言える。

このように今回環境省が旗振りを行ったがれきの広域化は、これらの事実から広域化予算が成立した時点で、少なくとも約9割が、架空計上された予算であり、この点は今後国会等での事実解明が進めば、予算自身の見直しや交付金支給の見直しの可能性すらある。司直の検証が入れば、この点の可能性がもっと強まることになる。

「被災自治体が必要と言っている」と言う指標の下では、進められない事態にある。

② 次々とがれきの広域化終息宣言

こうした事実を受けて、広域化の9割を占めていた宮城県の動きとしては、環境省ががれきの推計量の見直しを行った。(2012年5月21日)

宮城県約1/4下方修正。(岩手県については、土砂を含めて増加としていたが、しかし広域化の対象としていた柱材、角材は、約35%、可燃物については約40%下方修正)

その後、環境省リサイクル対策部が、広域化予測量を発表し、宮城県については、16都府県に広域化を図るとしていたが、2ヵ月半後環境省が「工程表」(甲第4号証)で、北九州市、東京都、茨城県を除き他は実質終息というめまぐるしい動きを見せた。

そして今年になって次の事実が発表される。

イ) 今年1月10日、宮城県の副知事が北九州市を訪れ、がれきの持ち込みは今年3月31日で終了し、予定していた25年度分は県内で処理できると通告し、がれきの北九州市への持ち込みを終了する宣言を行った。

ロ) 同じ日、宮城県は、北九州市だけでなく、東京都、茨城県についても、25年度分は終了する記者発表を行った。(甲第8号証:「可燃性廃棄物(焼却)の広域処理の見通しについて」(H24.12現在)宮城県発2013年1月10日記者発表)

つまり、この発表によって宮城県発のがれきの広域化は、終息宣言を行った。がれきの広域化政策自体、少なくとも宮城県で見える限り架空の予算を前提にして組み立てていたことと合わせて考えたとき、その事実が隠すことができなくなったため、この半年を掛けて徐々に修正し、今年になって終息宣言を行うという事態に収まったといえる。

突然の終息宣言の理由として、宮城県は昨年11月から見直しを行い昨年12月末に分かったこととして、次の点を示した。

宮城県全体で213万トンの予定が153万トンに、約60万トン減。

石巻ブロックとして141万トンの予定が90万トンに、約51万トン減。

その結果、県内処理が可能になったと発表した。

しかし宮城県は、9月議会でゼネコンに委託していたがれき量を当初の55%削減し、広域化対象にしていた木くずも約100万トン下方修正した。(※3 表2)

がれきの広域化を進める上で、必須の条件として、被災自治体で処理できないということがある。その自治体での業務委託量を数百万トン減らしながら、その1%にも満たない量をなぜ広域化したのか?北九州市や東京都(三多摩地区)にそれぞれ2万3千トン、1万1千トンの広域委託契約を新たに締結すること自体、筋が通らない委託契約でしかなかった。

それにかかる費用は1トン当たり、北九州市で約7万6千円、東京都で6万1千円である。形の上からは、2重契約にならないように鹿島JVと結んでいた契約をその分解消し、新たに結ぶ形を取っている。鹿島JVには約2万円で契約を結んでいたため、安く結んでいた契約を解消し、北九州市と東京都（三多摩地区）との間で、高い契約で契約し直すということになっていた。誰が考えても理屈に通らない北九州市と東京都との契約である。

この点を宮城県民による住民監査（2012年11月30日）で指摘され、監査委員会に反論の文章すら書けず、今回の事態になったのではないかと？

いずれにせよ、環境省が主導し、宮城県が引張ってきたがれきの広域化政策が、宮城県で終息しつつある状況を、大阪府と大阪市は検証せず、がれきの広域化を進める事は、自立した自治体として失格といえないか？被災自治体の「広域化が必要だ」だけで判断し、自治体の務めを怠れば、大きな損失が発生するという事例が示されている。

2) 岩手県のがれきの広域化の実態を見ても、現状で岩手県発のがれきの受け入れは、法令に基づく審査を得て、確実に交付金の支給を受けることができるという保証は無く、自治体財政に穴を開けることになる。

実際被災自治体の広域化必要量は、発表のたびに削減され、実際に広域化が必要なのかを疑わせる。

宮城県だけでなく岩手県でも見過ごすことのできない事態が起きている。

大阪は、岩手県宮古地区からのがれきを引き受けるとしている。従って宮城県の事は関係ないという声が、行政関係者の間から聞こえてくる。しかし本当にそうだろうか？宮城県で起きたことは、岩手県で起きないのだろうか？

① 広域化必要量が再三にわたって削減

環境省のがれきの見直し（2012年5月21日）以降も、岩手県でも広域化必要量が再三にわたって下方修正されて来た。

見直し後に発表された環境省の担当部署であるリサイクル対策部が「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」（H24年5月21日）で発表した広域化予定量は、約2か月後に発表された「工程表」（甲第4号証）では、大きく下方修正された。

富山県←山田町：5万トンから1万トンに。

大阪市←宮古地区：18万トンから3.6万トンに。

静岡県←山田町&大槌町：7.7万トンから2.35万トン

埼玉県←野田村：5万トンから1万トン

各自治体とも2か月で2割から3割に減っている。減ったのが2～3割でも問題になるのが、減ったのが7～8割である。計画そのものの見直しに入らなければならない減り方である。しかし岩手県も環境省もその点については、説明さえしていない。計画がいかに適当だったかは、岩手県も宮城県に負けないレベルだ。

しかし受け入れ表明している自治体ならば、当然その変化に注意を払い、経過についての説明を求めるべきである。

② 埼玉県への岩手県野田村からの広域がれき量は減って終息した。

宮城県だけでなく、岩手県発の広域化事業もすでに破綻をしていたところがあった。埼玉県HP（甲第9号証）によると野田村からのがれきは、昨年9月6日から持ち込まれ、1万トン进行处理する予定が、次のように発表されている。「平成24年9月6日から平成25年度までの2年を予定していましたが、岩手県野田村周辺の木くず量が当初見込みよりも大幅に減ったため、上記期間（平成24年9月6日から平成24年12月25日）で受け入れを終了しました。」

そしてこの間の受け入れ量は、試験焼却分を除き、1065トンと言う発表であった。つまり契約開始後予定していた量の10分の1になったというのである。

環境省が、昨年5月に発表した数量から言うと約50分の1に減ったということである。

土砂が付着した分を見誤ったとかいう理由が述べられているが、もはや釈明できるレベルの問題ではない。わずか3ヶ月弱で、量が10分の1になった？がれきの広域化計画は、ざるで水をすくう様な実態であることが分かる。

そもそも最初から広域化をする必要はなかったということになる。

岩手県の担当者に「現在広域化を予定しているところで野田村のようなところは無いのか？」と聞くと「現在数量を見直し中」と言うことである。

では見直してから広域化の必要があるのかを検討するのが先ではないか？

このような数々の事例を前にして、大阪府や大阪市は、岩手県が要求するから引き受けるというのであろうか？

こうした事実を前にして、改めて検証することなく、がれきを受け入れるというのは、自治体として怠慢であり、このまま推進すれば、交付金の支給すら受けられず、その分自治体の負担になることは、火を見るよりも明らかである。

なお、今回の問題に関して、大阪府及び大阪府に質問書（甲第10号証）を提出しているが、まだ回答はない。

質問状に書いた点を含め、被災地岩手県で、がれきの広域化が本当に必要かを調べず、昨年11月の契約に基づきがれきの広域化事業を進めることは、無駄な事業を進めることになる。また、補助金適用事業と成りえず、途中破綻を示すことは明らかである。大阪府は、大阪府からの再委託契約書（甲第3号証）の解消と、大阪府は岩手県との契約書（甲第2号証）の解消を求めるものである。

3) 禁止されている再々委託の契約書が情報開示請求の結果明らかになった。（甲11号証～13号証）再々委託は、法令で禁止されており、今回の受け入れは自治法第2条第15項「法令に違反して事務処理をしてはならない」に違反する。

廃棄物処理法施行第4条の3では、一般廃棄物については、市町村から委託を受けた受託者は、自ら業務を実施することと（所謂再委託禁止）なっているが、H23年7月8日の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（通知）では、再委託を了とした。その際の再委託基準として（新規則附則第四項）。「ハ）自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。」が示され、再々委託は禁止されている。

今回のがれきの受け入れは、岩手県からの処理委託を受けた大阪府が、再委託先として岩手県から大阪市の舞洲清掃工場まで運送する運輸業者と焼却と埋め立て処分する大阪府を、岩手県との契約書（甲第2号証）第2条で指定している。

しかし、大阪府は、災害廃棄物を舞洲工場で焼却した後の焼却残滓と焼却灰の運搬処分を、業務委託契約書（甲第11号証）で今里衛生協同組合に再々委託している。また埋め立て処分を契約変更承諾書（甲第12号証）でショベル工業株式会社に再々委託している。

このような委託にあたっての仕様書を「災害廃棄物等の焼却によって生じた焼却残渣処分業務委託（概算契約）」（甲第13号証）としてまとめていた。岩手県からがれきの処理委託を受けたのは、大阪府であり、その大阪府から再委託先として処理委託した大阪府が業者に委託していれば、当然それは再々委託となり、法令違反となる。

今回の受け入れは、震災がれきの処理の委託において、法令的にも禁止されている「再々委託」を組み込んでおり、契約上の違法性を含む。

したがってこのような事業の推進は、自治法第2条15項の違反であり、また交付金を得ることができないことから自治体の損失をもたらす。

契約書（甲第3号証）の第15条では、契約の当事者が、廃棄物処理法その法令に違反すると認められるとき、契約の解除を申し入れることができ、大阪府は大阪府に対して、契約解除を即刻申し入れるべきである。

また契約書（甲第2号証）の13条でも契約の当事者は、同様の理由で契約解除を申し入れることができ、大阪府が今回の契約から外れ、がれきの処理処分ができなくなれば、実質今回の受け入れ事業は不可能なため、大阪府は、契約解除を岩手県に申し入れるべきである。

4) 岩手県と大阪府との契約では、「安全性を確保」することが条件として示されている。しかしながら放射性物質、アスベスト他、実態として安全性は担保されていない。契約条件に違反する受け入れが行われようとしている。

一例として毎日新聞（2013年1月11日）で、アスベストの基準をオーバーしたがれき処理の実態が報道された。契約事項に記載されている内容が保障されていない契約は無効となる。

4. まとめ

一昨年、宮城県では広域化予算成立時には、建設ゼネコンJVへの業務委託契約によって、がれきの処理先が決まっていた。宮城県が自由に扱えるがれきは無かったにもかかわらず、架空がれきを想定した広域化予算化が環境省によって企てられた。国家による復興予算の流用化そのものである。そのまま実施されれば、交付金の詐取となった。そのこともあって、一年後の昨年、宮城県は業務委託した震災がれきの契約を大きく変更した。広域化の必要性がなくなったことを宣言するような事実である。

今回の広域化事業は、このように国家的な詐取行為の中で進められてきた。自治体の違法行為に目を光らせ、無駄な金が使われないようにしなければならなかった環境省が、不正に広域化政策を進めていたこともあって、がれきの広域化量は、時間の経過とともに、次々と変更され、数値的な根拠にも乏しい。この事実を隠し、またよく確かめず、費用が高い広域

処理契約を進めるのは、自治体として許されず、地方自治法第2条14項にも違反する。これは被災地の復興予算を他に流用すると同様に、問題がある。

即刻契約を解除し、当該行為を止めることを求める。

以上書証を添え、住民監査請求を行う。

* 1 : 事務委託は、市町村が保有する事務事態を委託するもので、今回の場合、被災市町村が、当該都道府県に委託した分が、これに当たり、地方自治法第252条の14の適用を受ける。

その場合、委託に当っては、地方公共団体は、規約を設け、「委託と受け入れ先の自治体」「委託事務の範囲、管理執行の方法」「経費の支弁方法」「その他必要事項」を銘記する必要がある。(同法第252条の15)

また一般廃棄物の処理の委託については、廃棄物処理法第6条の二の2項に記載されているように「政令」に基づき委託する。

この処理の委託については、通常は、再委託は禁止されているが、震災廃棄物については、その緊急性などを勘案して、特例措置(政省令H23. 7. 8)により、処理委託された受託者が、再委託することを可能にしている。(再々委託は禁止されている)

* 2

表1 宮城県と石巻Bのがれき量の推移 単位万トン

		当初			見直し後		
		発生量	県受託量	広域化計画	発生量	県受託量	広域化計画
宮城県		1819.4	1107	344	1200.4	676	127
石巻B	石巻市	638.3	581	—	445.8	308	—
	東松島市	156.8	84	—	83.8	3	—
	女川町	51.2	21	—	28.6	1	—
計		846.3	685	293	558.2	312	73 (* 1)

(計は石巻Bの計)

表の出典

* 発生量(当初): 「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務(石巻地区)の概要(H23. 9. 16 宮城県生活環境部)」

* 県受託、石巻B受託量(当初&見直し後): 「宮城県H24年5月21日記者発表資料」

* 発生量(見直し後): 「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況(H24年5月21日)(環境省)」

* 広域化計画量(当初): 環廃対発第12031600号&別紙 (

* 広域化計画量(見直し後): 「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について(H24年5月21日)」環境省リサイクル対策部

* 3

表2 宮城県(石巻ブロック)の鹿島JVとの業務委託契約の変更内容

1 処理量(県の業務対象量)

単位: 万トン

変更前	変更後	増減
木くず	115	4
混合物(可燃・不燃)	431	223
		-111
		-208

コンクリートくず	112	62	-50
アスファルトくず	19	1	-18
金属くず	8	6	-2
その他	—	14	14
小計	685	310	-375
津波堆積物	292	43	-249
合計	977	353	-624

』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 災害廃棄物広域処理対策事業の必要性について

請求人は、災害廃棄物広域処理事業について、被災自治体で災害廃棄物を処理できるか否か、国から被災自治体に補助金が交付されるか否かといった観点から、事業の必要性が乏しい旨主張している。

しかしながら、請求人の主張は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき国が定めた災害廃棄物の処理指針や工程表に沿って、平成26年3月31日までの時限を設けて実施する、災害廃棄物の広域処理そのものに関する疑義を主張するものであって、大阪府と岩手県、大阪府と大阪市の間の災害廃棄物の処理に係る民事上の契約の締結及びその履行という財務会計行為の違法性・不当性に関するものではない。

- 3 災害廃棄物広域処理対策事業のいわゆる再々委託について

請求人は、岩手県を委託者、大阪府を受託者とする災害廃棄物処理業務の再受託者である大阪府が、災害廃棄物の焼却処理後に発生した焼却灰の収集運搬業務及び埋立処分業務を、事業者へ委託していることが、法令で禁止されている再々委託に該当すると主張している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第4条では、東日本大震災に係る一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の特例が定められており、大阪府は、岩手県との間で、平成24年11月13日付で「災害廃棄物処理業務委託契約」を、大阪市との間で、平成24年11月22日

付で「廃棄物処理業務委託契約」を締結した。

そして、大阪市においては、大阪府からの再委託に基づき、自ら大阪市の舞洲工場で岩手県から受け入れた災害廃棄物を焼却し、大阪市の北港埋立地に運搬し、埋立てを行っているところである。

しかるに、請求人は大阪市が業務の一部を再委託している事実を指摘するのみで、大阪市が自らの施設で行っている災害廃棄物の処理に係る業務の一部を事業者に委託することが、「自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること」という規定に反し違法であることについて、具体的な理由を指摘していない。

4 その他

請求人は、当該事業が法第2条第14項及び第15項に違反するであるとか、放射性物質、アスベスト他、実態として安全性は担保されていないから、契約条件に違反する受入れが行われようとしており、契約は無効であるなどと主張しているが、財務会計行為等について個別的、具体的にその違法性を主張しているものとは認められない。

5 本件請求の要件について

以上のとおり、災害廃棄物広域処理対策事業について、請求人の主張は、大阪府の財務会計行為等が個別具体的に違法・不当であることを主張しているものとは認められず、法第242条が住民監査請求の要件として規定する財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認めることができない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を満たさない請求であるから却下する。